

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。  
なお、本入札に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和7年2月14日

支出負担行為担当官  
四国森林管理局長 竹内 純一

## 1. 競争に付する事項

- (1) 物件名 森林整備保全事業実行システム保守業務
- (2) 調達件名の特質等 別紙「森林整備保全事業実行システム保守業務仕様書」による。
- (3) 履行期限 契約締結日から令和8年3月19日

## 2. 入札の方法

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、紙入札により入札に参加することができる。
- (2) 落札額の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04年・05年・06年度の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「ソフトウェア開発」に登録され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本入札公告の業務と同等以上の業務について、完成、引き渡しの証明ができる者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条により支出負担行為担当官が定める事項として、別紙「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」のⅡの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅵの1、Ⅵの2、Ⅷの1及びⅧの6において提出することとしている資料等を提出した者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月31日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 4. 入札説明書等を交付する場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所  
高知市丸ノ内1丁目3番30号  
四国森林管理局1階閲覧室 電話088-821-2060
- (2) 入札説明書等の交付方法

(1) の場所にて公告の日より交付する。また、調達ポータルからダウンロードすることもできる。なお、調達ポータルからダウンロードする場合は、必要事項を正確に入力するとともに、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと。

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)

(3) 本公告に対する質問書の受付期間等

ア 受付期間

公告日の翌日より開札日の5日前（ただし、5日前が行政機関の休日の場合には前日となる。）まで（令和7年2月17日～令和7年3月14日）。持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日」を除く毎日、9時～12時及び13時～17時まで。

イ 受付場所

〒780-8528 高知市丸ノ内1丁目3番30号  
四国森林管理局経理課 電話088-821-2060

ウ 提出方法

質問書に記載のうえ持参又は郵送等により提出すること。電話による質問は受け付けない。

(4) (3) の質問書に対する回答書の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間

質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、開札日の前日（行政機関の休日を除く。）の9時～12時及び13時～17時まで。

イ 閲覧場所

(1) に同じ

なお、四国森林管理局ホームページから「公売・入札情報>公告中の案件に関する質問及び回答」にて閲覧することもできる。

([http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public\\_qa.html](http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html))

5. 入札に必要な証明書類等の提出方法、期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、「競争参加資格確認申請書」と入札説明資料、仕様書に記載された特質を有する物品を納入又は保守できることが可能であると認められる必要書類等を、上記4(3)イの場所に提出しなければならない。また、当該証明書類に関し、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDF又はエクセルファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記4(3)イの場所に、持参又は郵送すること。

(3) 提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

公告日の翌日9時00分から令和7年3月6日 17時00分まで  
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

イ 紙入札方式により参加する場合

公告日の翌日9時00分から令和7年3月6日 17時00分まで  
(ただし、行政機関の休日を除く。)

(4) 競争参加資格確認結果の通知

提出された申請書及び資料による競争参加資格の確認結果については、「競争参加資格確認通知書」により、令和7年3月13日までに通知する。

6. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札執行の場所

四国森林管理局6階会議室

(2) 入札及び開札の日時

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年3月17日9時00分から令和7年3月19日（水）11時00分までに電子調達システム上で入札すること。

(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

入札締切後、即時開札する。

イ 紙入札方式により参加する場合

入札執行の場所に入札書を持参し、令和7年3月19日（水）11時00分までに入札すること。郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和7年3月18日17時00分までに入札書が上記4（3）イに到着するように、書留郵便等で提出すること。ただし、再度の入札を実施する場合は引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

入札締切後、即時開札する。

7. その他

(1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 支払条件 前金払の要否 : 否

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入又は保守できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約日締結

令和7年4月1日とする。ただし、予算が成立していないときは、本(暫定)予算が成立した日とする。

(8) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行なわないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(9) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(10) その他

本公告に記載のない事項については、入札説明書等による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。  
([https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu\\_nyusatu/job/soumu/top.html](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html))

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020 について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。